

令和6年度

芦屋市公営企業会計決算審査意見書

芦屋市監査委員



芦監報第13号

令和7年8月29日

芦屋市長 高島 嶽 輔 様

芦屋市監査委員 阿部 清 司

同 川島 あゆみ

令和6年度芦屋市公営企業会計決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計）の決算及び決算附属書類を芦屋市監査基準第2条第1項第4号の規定に基づき審査した結果、同基準第8条第4項の規定によりその意見を次のとおり提出する。



## 目 次

### 令和6年度芦屋市公営企業会計決算審査意見

I 審査の対象	7
II 審査の期間	7
III 審査の方法	7
IV 審査の結果	7
 病院事業会計	 9
1 業務実績	10
2 予算執行状況	12
3 経営成績	14
4 収益的収支の状況	19
5 資本的収支の状況	21
6 財政状態	22
7 キャッシュ・フロー計算書の概略	25
8 経営改善の実施状況等	26
9 経営指標	29
10 むすび	30
(資料目次)	31
 水道事業会計	 43
1 業務実績	44
2 予算執行状況	46
3 経営成績	48
4 収益的収支の状況	54
5 資本的収支の状況	56
6 財政状態	57
7 キャッシュ・フロー計算書の概略	60
8 経営改善の実施状況等	61
9 阪神水道企業団からの受水	63
10 むすび	64
(資料目次)	65
 下水道事業会計	 77
1 業務実績	78
2 予算執行状況	80
3 経営成績	82
4 収益的収支の状況	88
5 資本的収支の状況	90
6 財政状態	91
7 キャッシュ・フロー計算書の概略	94
8 経営改善の実施状況等	95
9 むすび	97
(資料目次)	99

## 表記に関する注意事項

### 1 消費税及び地方消費税の表記について

- (1) 文中及び表中の金額は、原則として消費税及び地方消費税を控除した額を用いた。  
ただし、「予算執行状況」、「資本的収支の状況」及び「経営改善の実施状況等」中の(1)収支計画比較の数値（病院事業会計はすべて、水道及び下水道事業会計は資本的収支のみ）は消費税及び地方消費税を含んでいる（表欄外等に「消費税込み」と表記）。

### 2 単位未満の端数処理等について

- (1) 表中の金額は円単位で表示した。また、文中の金額は万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。したがって表中及び文中の金額、合計額等と一致しない場合がある。  
ただし、表中の金額が少額なものは、文中の金額もそのまま使用している。
- (2) 比率（%）は原則として小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位で表示したため合計と内訳の計が一致しない場合があるほか、構成比などは100%となるよう内訳で端数調整を行っている場合がある。

### 3 勘定科目の表記について

- (1) 「収益的収支の状況」及び「財政状態」等で明記している勘定科目については、原則「財務諸表等規則」に規定されている分類で表記している。

### 4 表中の符合等の用法について

- (1) 金額に関する事項  
「△」・・・マイナス  
「-」・・・該当項目がないもの  
「0」・・・零又は該当数値はあるが単位未満のもの
- (2) 比率に関する事項  
「△」・・・マイナス  
「-」・・・該当項目がないもの、または算出不能なもの等  
「著増」・・・比率が1000%以上となるもの  
「著減」・・・比率が1000%以下となるもの  
「皆増」・・・前年度に数値がなく全額増加したもの  
「皆減」・・・当年度に数値がなく全額減少したもの

### 5 その他

- (1) 「収入率」は、予算額に対する収入決算額の割合である。  
(2) 「執行率」は、予算額に対する支出決算額の割合である。  
(3) 「達成率」は、計画値に対する決算値の割合である。  
(4) 文中の内訳等は、主なものを記載している。

# 令和6年度芦屋市公営企業会計決算審査意見

## I 審査の対象

令和6年度芦屋市病院事業会計決算

令和6年度芦屋市水道事業会計決算

令和6年度芦屋市下水道事業会計決算

## II 審査の期間

令和7年5月31日から令和7年8月18日まで

## III 審査の方法

審査にあたっては、決算書及び決算附属書類が関係法令の諸規定に従って作成され、また、会計帳簿の計数と合致しているかを確かめ、併せて、関係諸帳簿相互間並びに証拠書類を抽出照合して、これらの決算諸表が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検討した。

また、主として年度比較によって事業の推移を把握し、その経営内容を分析した。

## IV 審査の結果

提出された決算諸表の記載様式及び記載事項は、それぞれ関係法令に準拠して概ね適正に作成され、決算諸表は当該年度における経営成績及び年度末の財政状態を概ね適正に表示しているものと認めた。

